

# 規 約

諫早市ソフトテニス連盟  
諫早市ソフトテニス連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は諫早市ソフトテニス連盟（以下「本連盟」）という。

(構成団体)

第2条 本連盟は長崎県ソフトテニス連盟及び（財）諫早市体育協会の加盟団体となる。

(事務所)

第3条 本連盟の事務局は事務局長のもとにおく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は諫早市におけるソフトテニス界を統括し、ソフトテニスの普及振興を図り、併せて諫早市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニス競技の普及発展に関すること
- (2) 加盟クラブの強化と相互の連絡融和に関すること
- (3) 競技会及び講習会ならびに研究会等の開催に関すること
- (4) 市代表選手の選抜及び推薦に関すること
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業に関すること

## 第3章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 本連盟の加盟団体は諫早市内の本連盟の趣旨に賛同するソフトテニス団体で、次のとおり。

本連盟が承認したソフトテニスクラブ

第7条 前条の団体のほか、評議員会の承認を得れば賛助加盟団体となることができる。賛助団体は次のとおりとする。

- (1) 長崎県 OB ソフトテニスクラブ諫早支部
- (2) 長崎県 OG ソフトテニス連盟諫早支部

## 第4章 会員の登録

(登録)

第8条 本連盟の加盟団体は、年度始めに自クラブに所属している会員を本連盟に登録しなければならない。

第9条 前条の登録内容に変更あった場合は速やかに本連盟に報告するものとする。

(登録料)

第10条 日本連盟に登録すれば本連盟に加盟する団体が主催する競技会、検定会及び研修会に参加することができる。登録料は日本連盟登録制度で定められた金額とし、「別表1」に定める。

## 第5章 役員及び評議員等

### (役員の構成)

第11条 本連盟に次の役員を置くことができる。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1名 |
| (2) 副会長  | 1名 |
| (3) 理事長  | 1名 |
| (4) 副理事長 | 1名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 理事   | 5名 |
| (7) 会計   | 1名 |
| (8) IT担当 | 1名 |
| (9) 監査   | 2名 |

### (役員の選任)

第12条 会長は理事会で推挙し、評議員会で承認する。

第13条 副会長は理事会で推挙し、評議員会で承認する。

第14条 理事長は理事の互選により、会長が委嘱し、評議員会で承認する。

第15条 副理事長は理事の互選により、会長が委嘱し、評議員会で承認する。

第16条 事務局長は理事の互選により、会長が委嘱し、評議員会で承認する。

第17条 理事は部会（シニア部会・一般部会・高校部会・中学部会・小学部会）の代表者（役員）とし、部会の推薦により、評議員会で承認する。

第18条 会計・IT担当・監査は会長が推薦し、評議員会で承認する。

第19条 第16条、第17条以外で会長が必要と認めた者で評議員会の承認を得た者。

### (役員の職務)

第20条 本連盟の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する
- (3) 理事長は規約及び議決に基づき会務を処理する
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する
- (5) 事務局長は、本連盟の事務を処理する
- (6) 理事は次の事項を掌理する
  - ① 大会の案内、組み合わせに関する事項
  - ② 大会の運営、記録の作成に関する事項
  - ③ 各部会の予算、決算に関する事項
- (7) IT担当は
  - ① 本連盟のホームページを担当する。
  - ② 日連登録事務を管理する。
- (8) 会計は本連盟の金銭を管理する
- (9) 監査は本会計を監査する

(評議員)

第21条 本連盟に評議員をおく。

第22条 評議員は第6条に定める本連盟加盟団体の代表各1名とする。

(役員の任務)

第23条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 任期途中において交代した役員の任期は退任した役員の残任期間とする。
- (2) 役員の任期満了日までに次期役員が決定しない場合は、次期役員が決定するまでを任期とする。
- (3) 役員は役員就任時において、原則としてその年齢が70歳未満であるものとする。

(名誉会長・顧問・参与)

第24条 本連盟に名誉会長、顧問、参与を若干名置くことができる。

第25条 名誉会長・顧問・参与は理事会の推挙により、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

- (1) 名誉会長、顧問、参与は重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

## 第6章 会 議

(会議)

第26条 本連盟の会議は理事会及び評議員会とする。

(理事会)

第27条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、**事務局長**、理事、会計、IT担当をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

第28条 理事会は構成者の過半数の出席をもって成立する。

- (1) 理事会の議長は副会長があたる。
- (2) 理事が出席出来ない場合は、必ず代理を出席させる事。
- (3) 採決は出席した理事の過半数の賛成により決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第29条 理事会で審議する事項は次の通りとする。

- (1) 第33条に関する事項を審議し、評議員会に付託する
- (2) 事業の実施に関する事項
- (3) その他、本連盟の会務執行に関する事項

(評議員会)

第30条 評議員会は会長が召集し、毎事業年度1回を2月に定例評議員会として開催する。

- (1) 会長は、必要あるときは臨時評議委員会を招集することができる。
- (2) 会長は、評議員の3分の1以上の連名をもって、評議員会の召集請求があったときは、臨時評議委員会を招集しなければならない。

第31条 評議員会は評議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- (1) 評議員会の議長には副会長が当たる。
- (2) クラブ代表代理を臨時評議員と見なし、各クラブから1名は必ず出席する事。
- (3) 採決は、出席した評議員の過半数の賛成により決定する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第32条 評議員会で審議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 事業年度の予算・決算に関する事項
- (3) 役員の承認に関する事項
- (4) 本規約の改正に関する事項
- (5) 理事会から付託された事項
- (6) その他重要な事項

(議事録)

第33条 会議の議事については議事録を作成し、これを保存する。

## 第7章 専門委員会

(委員会)

第34条 本連盟の会務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

- (1) 具体推薦委員会は、会長を委員長とし、副会長、理事長、副理事長、**事務局長**、一般部会部長及び会長が必要と認める者をもって構成し、別に定める大会要項と、その結果を基に、監督・選手の推薦を行う。
- (2) 定められた委員会の他、会長は必要理事を招集し、会議を開くことができる

## 第8章 会計

(収入)

第35条 本連盟の経費は、次の収入金をもって支弁する。

- (1) 加盟クラブの会費
- (2) 会員の登録料
- (3) 大会参加料
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会費・登録料)

第36条 会費、登録料、参加料については「別表2」に定める。

第37条 会費、登録料は毎年4月末までに払い込むものとする。

- (1) 第1項の会費、登録費を期日までに完納しないときは、当該期日以降の競技等には参加できないものとし、1年間滞納したときは会員資格を失うものとする。

第38条 既納の会費、登録料は如何なる事由があっても還付しない。

#### 第9章 事業年度及び会計年度

(事業年度)

第39条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月末日をもって終わる。

(会計年度)

第40条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月末日をもって終わる。

- (1) 会計年度終了から評議員会までの間における経費は、会長の責任において暫定処理することができる。

#### 附 則

本連盟規約は 昭和46年8月8日より効力を生じる。

本連盟規約は 昭和54年2月1日より改正する。

本連盟規約は 昭和56年4月1日より改正する。

本連盟規約は 昭和60年2月1日より改正する。

本連盟規約は 平成4年4月1日より改正する。

本連盟規約は 平成19年4月1日より改正する。

本連盟規約は 平成21年4月1日より改正する。

本連盟規約は 平成22年4月1日より改正する。

本連盟規約は 平成23年4月1日より改正する

本連盟規約は 平成25年4月1日より改正する

本連盟規約は 令和3年3月1日より改正する

諫早市ソフトテニス連盟規約「別表」

「別表1」 日本ソフトテニス連盟登録料(第10条)

(1) 一般社会人等	1000円
(2) 高校生	500円
(3) 中学生	500円
(4) 小学生	500円

「別表2」 会員の会費、大会参加費、県・市登録料（第36条）

(1) 会費 2000円

(2) 大会参加料

① ヨネックス杯大会	大人	2000円
	高校生	2000円
	中学生	2000円
	小学生	2000円
② ①以外の大会		1500円

※令和3年度より試行的に会員価格を設定する場合あり

(3) 県登録料

① 一般社会人等	1300円
② 高校生	800円
③ 中学生	800円
④ 小学生	800円

(4) 市登録料

①中学生	200円
------	------